

平成29年第1回小国町議会臨時会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 平成29年2月6日(月)
1. 招集の場所 小国町隣保館
1. 開 会 平成29年2月6日 午後 1時03分
1. 閉 会 平成29年2月6日 午後 3時15分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 澁 谷 広 美 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 河 野 孝 一 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 梶 原 良 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 康 二 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児 玉 智 博 君

7番 穴 見 まち子 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 2月6日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午後1時03分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 2. 6)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、こんにちは。

午前中の特別委員会に引き続き、お疲れ様でございます。

それでは、大変お忙しい中に、平成29年第1回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げますところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

町長（北里耕亮君） 皆さん、こんにちは。

平成29年第1回の小国町議会臨時会を開催させていただきましたところ、議会の皆さま方におかれましては、午前中の特別委員会に引き続きお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、今回の臨時会については、お手元にありますとおりに議案第1号、議案第2号、同意ということで、議案第1号については小国町長の給与の特例に関する条例についてでございます。この部分については議案に入りましてから、私から説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、議案第2号の一般会計の補正予算についてでございますが、金額的に大きいものは空調関係の件でございます。御審議をいただきたいと思ひます。

それから同意第1号、小国町固定資産評価委員の選任についてという人事案件でございます。こちらでもまた議案の中で御説明させていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成29年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午後1時03分)

議長（渡邊誠次君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

7番 穴見まち子君

にお願いをいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(渡邊誠次君) 日程第3、「議案第1号 小国町長の給与の特例に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号 小国町長の給与の特例に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年2月6日提出

小国町長 北里 耕亮

それでは、右肩に1と打ってある条例を説明させていただきます。

小国町長の給与の特例に関する条例

(町長の給料の額の特例)

平成29年3月1日から平成31年3月31日までの間における町長の給料の月額、小国町長等の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

でございます。

それでは右肩に総務課(資料1)とあります。裏のほうは総務課(資料2)となっております。これについて説明をさせていただきます。

今回、小国町長等の給与及び旅費に関する条例を抜粋したところでございます。今回、町長の給与を減ずるということで、これにつきまして第3条の給料の額でございます。現在町長の給料の月額は78万4千円とするということでございます。

それと期末手当でございます。第4条でございます。町長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とするとなっております。また2としまして、期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料及

びこれに100分の10を乗じて得た額を加算した額とするというふうになっております。

今回、給料の額と期末手当等を今回の条例改正に照らし合わせた場合でございます。その計算した額が次の裏のページになりますけれども、総務課（資料2）といたしまして、その額を算出いたしております。小国町長の給与の特例に関する条例施行に伴う影響額試算でございます。特例期間としまして、平成29年3月1日から平成31年3月31日までということで、25カ月となります。減じる額が100分の50ということでございますので、今回給与の支給ということで、本給が月額78万4千円ですので、2年と1カ月、25カ月分を掛けますと、1千960万円になります。期末手当、年間、先ほど申しました100分の140と100分の150と、もう一つ100分の10を乗じて計算した場合の期末手当でございます。これが2年分で500万1千920円ということで、合計しますと2千460万1千920円、これが2年と1カ月分支払われるべき金額でございます。これを100分の50とした場合がこれの2分の1となりますので、1千230万960円、これが2年と1カ月分で減じる額というふうになるわけでございます。

以上で、議案第1号の小国町長の給与の特例に関する条例についての説明を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） 議案第1号について、小国町長の給与の特例に関する条例の部分でございますが、まず、なぜこうなったかという部分を改めて説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回、副町長の飲酒運転における逮捕の不祥事ということにおきまして、町民の皆さま方、世間の皆さま方に本当に大変な多大なる御迷惑と御心配をお掛けしましたことを、私、町の代表者として改めて深くお詫びを申し上げたいというふうに思っております。誠に申し訳なかったというふうに思っております。

その際、町の特別職、副町長という職の不祥事ということで、私の責任は相当重いというふうに思っております。そういった部分から自らこの給与を減じる行為に至りまして、その審議を議会に諮っていただく部分でございます。あとはいろんな御意見や御質問などの中からまたお答えさせていただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第1号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） それでは、町長に質問をいたします。この副町長を迎え入れるというとき、人事条例が行われたわけですがけれども、今年の3月22日の議事録をちょっと読み上げてみます。そのとき町長が私に言ったことですがけれども、「最後に、町長確認しますがけれども、2年経つとちょうどまだ任期が1年残るわけですがけれども、あと2年経って成果が出なかったときは、町長の職を辞するというように受け取ってもいいのですか」という私の質問でございます。町長は「はい、もうその言葉のとおりでそういうつもりで言いましたので、その言葉どおりであります。

でありますものですから、相当覚悟を持って自分の職を今発言したとおりでありますので、死にものぐるいで、成果を上げるようにやっていく所存であります」。私が「町長ははっきり申しましたけれども、やはりその気持ちで2年間で一生懸命町長頑張ってください」という激励の言葉を言いました。「私は、絶対にそういう良くなるというふうにとっておきませんので、くれぐれも賛同する議員も、その言葉を真摯に受けとめて町民のために、町長を盛り立てて小国町が、この副町長が来たおかげで、ますます繁栄できることを私は切にお願いして終わります」ということでした。

やはり町長、私は実際言いたいのですけれども、この50%という数字がどこから来たのか。その真意と、私はやはりこの議会の中でこの町長の言葉は何だったのかということを知りたいと思います。でないと、このときちょうど南小国の議長・副議長と議員が傍聴に来ておりましたので、これが南小国の議会の方々、町長はこの数字を先般も発表しましたけれども、小国の議会は何だと。議場の中で決めたことを議員は追及しなかったというふうにとられても、非常に小国の議会のレベルの低さが問われます。ですから、やはりこれだけ町長ははっきり議事録に残って言ったわけですから、ちゃんと50%ということと根拠、それとこの言った言葉について説明をお願いしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 議事録に載っておりますので、4番議員のおっしゃるとおりであります。まず、昨年の3月の議会においては、副町長の人事案件の質疑の中での議事録だったのではないかとこのように思っております。その中で2年間の何らかの成果がなかった場合にはという中で、議員の中からはその成果・効果はどういうふうに表示するか、数字で示されるのかというようなニュアンスのことも話題になったかというふうに思っています。今回私も大変先ほど申し上げましたように、不祥事において解職というふうに至って、副町長が2年という任期を最後まで全うできなかったことには、大変深くお詫びを申し上げたいというふうに思いますし、またそういう意味では、効果がどうだったか、成果がどうだったかという部分については途中の段階でありますので、結果を出せなかったという部分については、誠に申し訳ないというふうに思っております。

ただ、4月に就任をされてからは、すぐ熊本地震が発災をし、その中での災害対策本部での采配の仕事の行動やマスコミに対しての対応、もちろん町民の避難活動や様々な部分、そういった部分については経験を生かしながら大変よく動いたと私は思っておりますし、また殿町の火災のあとについても、様々な県との動きから火災跡地の部分についても動いておりました。また午前中の特別委員会もあっておりますけれども、その開発センターの事柄についてもいろんな国の機関や県の機関と協議をしながら、いろんな動きをしておりました。私としては、この制度そのものは昨年の3月議会で私が執行部から提案をした思いは変わっておりません。これは地方創生にとって、小国町にとっていいことだというふうに思っております。ただいかにせん、2年という期間を全うできなかったという部分の途中という部分については、何とも申し訳なく思ってお

ります。そういう部分で、答弁というか答えでありますけれども、任期の途中ということはまだ結果が出ていない。そういう部分で、途中の段階は非常に動いていたということをちょっと申し上げたいというふうに思っております。

次に、この50%というのはどこから来たかということでもありますけれども、そうはいつでも副町長の設置や総務省のというような部分ではなくて、今回私は上司に当たる人間でありますものですから、副町長の上司として最大責任を全うするにはと考えるときに、給与を減額して、身を律して、今後残り期間の任期のその部分を頑張ってもらいたいというふうな思いで、この50%にしました。他町村の例を少し私が見たときに、他町村の話ですよ。部下職員がいろいろな刑事処罰に至った場合でも、3分の1や10分の1、例えば3カ月や5カ月、そういう例はありましたけれども、半分を2年1カ月というのは、ほかには例はなかったのではないかなというふうに思っております。根拠という部分は特になくて自ら律する部分でありますので、その50%というのを定めさせていただきました。

4番（高村祝次君） 一番町長の言葉の中で、途中だからということですが、やはり議場で発言したことを途中だからとか、2年過ぎて、その前に私はちゃんとそういう言葉は、政治生命にかけるとか、これにかけるといふ言葉はちょっといささかなものかということを確認言いましたけれども、これはその言葉も議事録に載っております。しかし、やはり最後に私が町長に確認して、途中とかそんな言葉じゃないですよ。やっぱり成果が出なかったときのことを私は追及したわけですよ。それで、今途中だからというような逃げ言葉のようなことを言うことではないと私は思うのです。やはり言葉に出してここで言った以上は、ちゃんとした結論を私は出すべきというふうに思っております。50%については、ほかのところの前例からということで、副町長が来て出張あたりの費用やそういうことではなくて、ただ単なる50%というふうに私は受け取りました。やはり私はただこの50%にしたからいいとかいうわけではないわけです。100%にしても私は許せない。町長の言葉に対して。やはりこの言葉は真摯に受け止めて、議会に町長がだまして言ったようなそういう議会なら、私はもう小国は議会はいらないと。ましてや、このようなことを町長が言っているとするならば、やはり課長たちも町長と話して、町長は、言ったことは何カ月もたたないうちに結局そうだったですかねとかいう言葉になるわけです。思いが違う。それで町がよくなりますか、町長。

やはり私が言ったように、私は最後に町長に確認したわけですよ。責任を取りますかということ。はい、私は取りますと受け取ったから、頑張ってくださいという言葉は返したわけです。そういうようにならないために。途中だからとかいう言葉自体が私はおかしいと思うのです。途中だろうが1カ月だろうが2年たってからでも成果が、それは地震のとき副町長がいなかったら対応ができなかったですか。火災のときもできなかったですか。今まではそうだったですか、災害があってから副町長がいなくてできなかったですか。そうではないでしょう。副町長がいなく

てもできたでしょう、今までが。地震にしてもしかりです。今まで阿蘇郡では小国は被害が少なかつたほうですから。今まで上田の災害やわいた山麓のほうで災害があった時とかのほうで被害が大きかったですよ。そのとき副町長がいなくてもできたでしょう。途中だからということで、結果を逃げるようなことでは、やはり私が12月の一般質問で言ったように絶対町はよくなりませんよ。そういうことでは。やっぱり自分で言ったら言ったように、ちゃんとけじめをつけたらどうですか。

町長（北里耕亮君） 繰り返しになりますけれども、確かに副町長がいなくても対応はできたかと思いますが、より副町長がいることによって、さらにいろんな関係機関との協議・調整そういった部分もスムーズに進んだのではないかと、私は効果があったというふうに思っております。それを言うしかありませんので、そういう部分の思いであります。

4番（高村祝次君） やはり町長、私が思うには、今町長の心の中には課長の頼りのないという心があるというふうに私は思います。だから副町長という職をうって自分の右腕として働いてもらいたかったと。だから今課長たちはこの前も私が言いましたけれども、本当に町長との信頼関係がないわけです。町長がそれだけ思っていない。それで町がよくなるかという絶対よくなりませんよ。議員の皆さん、よく考えてみてくださいよ。こういう案件の50%の条例を通したらよその町村から笑われますよ。議会の場ではっきりけじめをつけて責任を取りますということをおっしゃって、50%でごまかすようなことをしたら、よその町村から笑われる。今まで私は南小国よりも、南阿蘇よりも、西原よりも小国の議会はレベルが高いという、私が議長の時には言っていました。しかし今回改選になってどうですか。こういうことを通したら、ほかの町村から笑われますよ。農業委員会の条例改正でもしかり。わからないのに手を挙げる。これが議会ですか。ちゃんと勉強して町民のためにやるということで、皆さん立候補して議員になった。それがわからないで手を挙げる。まして今度はこれを採決に至るかわかりませんが、これを通すというのは本当にこの議事録は何かと。小国の議会は何かと。これは報道機関に見せても笑いますよ。こういうことを言っておいて50%を通すと。

もうちょっと町長、真剣に本当に心の隅から小国をよくすると。副町長が来て、本当に私はよくなりませんと断言したんですよ。そして途中で、今年のはじめ「あの副町長は絶対問題を起こすぞ」と近くの人に言いました。そしたら1カ月もたたないうちに飲酒運転と。近くの人が「やっぱ、あんたが言ったとおりになったな」と。それは何かと言うと、人を見抜く力があるからそれはわかるのですよ。本当に副町長が来て小国に足がついていたなら、公用車で福岡まではるばる行きますか。明日会議というのに。そしてこの前の全協のとき、児玉議員から「その時の費用はどうですか」と、「公務ですか、どちらですか」と言われたら、その日のうちにまた「それは公務じゃありません」という取り消しをした。全くなってないですよ。調査もしないで公務です、公務ですと。あとでは「公務じゃありません。1万何千円取り戻します」というような議員にフ

アックスが流れてきましたけれども、私は町長に電話で言いました、はっきり「町長、対応はどうしますか」と。「本人から辞表が出るでしょう」と。「町長、そんなことでは駄目ですよ。懲戒免職にしてください。そのくらい出てきたときには毅然たる行動でやらないと駄目ですよ」と。そして2、3日して町長が家に来まして、そういうふうに議員から言われましたので、そういうことに決めました。私は懲戒免職で期待していたところが、報道にあったとおり新聞でも一般の人から処分が柔すぎるというような報道がされましたけれども、ほとんどの町民の方が副町長を置くときから意味がないと言われたんですよ、みんな。議員の方も言われている。1千360万円がもったいないです。そう言われながら町長は効果があったと。私は効果があったと全然思っておりません。当たり前。町長、しっかりこの議事録を読んでくださいよ、もう一回。どうぞ読んでください。

町長（北里耕亮君） 議事録は私も所有しております。読みました。答えとしては、先ほど言ったとおりであります。少し御意見にお答えするようでございますけれども、課長との信頼がないから副町長を置いたというような御意見もありましたけれども、決して、私としては小国町として従来から課長、それぞれの担当課、それから総務課、課長級の方々とは十分に懇意にさせていただいて業務に励んでおります。そういった部分で足りないところもあるかもしれませんが、それがよりスムーズにいくように努力はしております。今後もまた努力をしていきたいと思いますが、全く信頼関係がないとか、そういう部分には私は思っておりません。今後はまた御意見は御意見としてありますので、しっかりまた意思疎通がしっかり深くできるように努力をしていきたいというふうに思っています。それだから副町長を置いたということではございませんので、御理解をいただければと思います。

また、先ほどから議事録に載っております「職をかける」という部分については、その時はそういう思いとか確認もされて、しっかりこの議事録のように答えて、それは間違いはございません。でありますけれども、結果が出ていないという部分については、結果とか途中での結果、今現在、解職に至るまでのこの日数の部分については、私は繰り返しになりますけれども、いろいろな動きをしていただき、地域にも本当に入ろうというふうな活動をしておりました。観光のPRであったり、農業や林業、都会の方でありますから酪農のことも勉強したり、いろいろ動きはしておりました。また役場職員の中についても法令業務や財政、そういうような情報を職員と共有するというか、研修、そういった部分も行っておりました。私は任期の途中という部分はありますけれども、それまでは非常に動きが活発であったというふうに思っております。

4番（高村祝次君） このやり取りをしても、町長の思いと私たちが思っている思いとは違います。私は町長と課長たちを見たときに、本当に信頼関係があるのかなというふうな思いがしていて、いつもが課長たちも町長になかなかものを言えないとか、黙って言わないほうが自分を守る身でいるというふうに受け取っております。そのあたりは町長の見ると私の見目が違います

から、それを追求してもあるとかないとかいう話になりますから、そこは言いませんけれども、やはりこの議事録を最初から読んで、みんなしっかりしたことを言っているの、議場で言ったことはみんな真剣になって話していると思います。

でも、この町長が私に答えたことを私はやっぱり真摯に受け止めて、この50%と言う前に、これを自分でちゃんと身を引くということを行った以上は、やっぱりそれを実行すべきだと思いますよ。私はこの50%は絶対これを通したらおかしい。100%でもおかしい。やはりこの議事録を一番大切にしていかなければ。トップとして言った言葉をやはりしっかり頭に置いてやっつかないと、今から小国町の議会は一般質問を議員の方がしても鉄砲玉と一緒にです。何にもならない。これで町がよくなるはずがない。絶対よくなりませんよ。こういうことを町長は、自分で途中だからとかいう逃げ言葉をつくっても、途中だろうが終わってからも成果がないなら成果はないでしょう。それは町長の思いだけであって、まわりが見てからどう思うかというふうな。本人が来てから遊んでいるなら、それはそういう国からの派遣は批判がきますから、それは本人なりにうろろろしてみるでしょう。出張も多いです。果たして、それが本当に実を結んだかという話ですよ。ちゃんと議事録はしっかり読んでから、今日結論を出さないで、もう一度自分の心をつくり直して本当に今からも町長を続けたいなら、もう1回出直し選挙をしたらいいではないですか。

町長（北里耕亮君） 4番議員の御意見はこの議事録に残っておりますので十分わかりますし、先ほどから私が途中という部分については、議員の思いと私の思いと違うという部分は十分わかります。加えて言いますと、昨年の3月の議会において、この制度はいいというふうに私が思いまして、人事案件を提案をする際に私の思い、自分に課せる責任と思いという部分が少し言葉的に、またこれを言うと言ひ訳みたいになりますのであまりは言えないかもしれませんが、本当にとっても頑張りたいという思いから、そういう発言をさせていただきました。そこで結果が出る前にこういう事柄になったものですから大変残念で、そのあたりについては申し訳ないというふうに思っております。

今回の50%の部分については、不祥事の副町長の上司にあたる私に責任があるという部分にありますので、今回はこの提案をさせていただいて御辛抱いただく部分でありますので、あとは御審議をさせていただいて御判断を仰ぎたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 町長、こういうことになったのは、やはり私は一貫してそういう人が2年間ぐらい来ても町は絶対よくなりません、課長たちもみんな聞いたでしょう。ずっと私は一貫して反対。2年間で東大を出た人が来て町がよくなるなら、全国の町長は選挙をしないで皆出向で町長を置いたらいいのですよ。地方創生とかいっても、地方の人たちがやる気がないなら絶対町はよくなりません。同じお金をやるなら町民の方にお金をやったほうがいい。国から来たエリートだからといって、ちやほやすすることも何もない。私が帰るとき本人に言いました「あなた

たちのような人が地方に出ても、全国の町村はよくなる。だから帰ってどうせ来るなら官僚になった年、若いときに農家に行ったり、商売人のところに行ったり、そういう2カ月か3カ月ぐらい行って、普通一般の人がどんなに苦勞しているか身に付けて霞ヶ関に帰ってください。そのことを上司に言ってください」ということを、あのときに私が本人に言いました。「地方創生制度やこういうふうな制度を取り入れてやっても、地方は絶対よくなりませんよ」と、「ましてや2年間ぐらい来て町がよくなるかという、それは以前から良いところに行ったら良いかもしれないけれども、小国のような冷え込んだところに来たあなたのような人は、それは2年たっても成果は出ないまま帰りますよ」と。それが町長はわからないことが私は不思議です。自分が10年やっても町が沈むばかりで、だから新しい風を入れたいということで入れましたけれども、結局はそれが足引張りになった。私たちの言うことを聞いてやめていたら何もこういうことは言わなくても済むわけですよ。

だから、議員もしっかり私が普段から考えてくださいよと。ただ町長が言ったら、「はい」と手を挙げるだけではなくて、真剣に町民のためにこのお金が生きていくのかということを考えてくださいと私は常日頃から言っています。町民の方も一緒と思いますよ。事件が起きて、総務課長から電話が掛かったという話を聞きますけれども、副町長を連れてこなかったら何も問題はなかったでしょう。私も町長にこんなことを言わなくていい。しかし、言うようなことをつくった町長は、しっかり言ったようにしてください。ねえ、してくださいよ。だから、真剣に考えていないから、問題が起きて本人と松岡課長が議員のところは断りに行った。町長は何かというと、熊本に行っていると。私から電話。もともと副町長から私に電話があった時、私は「副町長、あなたたちは常識知らず」と。「あなたたちは東大を出ていても全く常識がない」と。「事を起こして謝りに行くときに、相手に電話をして行くともってのほか」と。「行ってみていなかったらまた再度行くのが当たり前ですよ」と。「だからあなたと町長が二人で頭を下げて回るのが常識」と。二人とも常識がない。あえて私は町長に電話をしたら、町長は一人で後から来ましたが、それでも。

全然常識外れの人たちがトップに立つわけですから、町がよくなるはずがないと。毎日革靴履いて仕事ができる人と、毎日地下足袋と長靴を履いて仕事をする人は全然違いますよ。だから私は今期最初に町長に言いましたよ「ちゃんと長靴を履いて牛の現場や畑に行ってくださいよ」と。やりましたか、そういうことを。そして新しい風を吹き込むということで、副町長制度を入れて。2年たっても絶対よくなる。わかっている、最初から。それをあえてやったのですよ。そして問題が起きた。そしたら問題の結末は何かというと、お金でごまかす。自分の言ったことは何かわからないようなふうで。これで町がよくなるはずがないですよ。

町長（北里耕亮君） 本当に御意見としては、しっかり受け止めさせていただきたいというふうに思いますけれども、繰り返しになりますけれども、副町長を置くという部分については何とかこ

の町をと、そういう思いに駆られた次第であります。それがそんなに、いろいろ意見はあるかと思えますけれども、この町をよくしたいという思いは、議員はいつも言われますけれども、私も思っております。そのたどり方というのが少し違う部分もあり、それが今回は結果に結びつかなかったというのは、本当に途中だったという部分については、繰り返してありますけれども、お詫びを申し上げたいというふうに思います。

ただ、私そういういろいろな議員からの、町をよくしたいという議員がいつもお話をされます。12名の議会議員いらっしゃいますが、皆さんそれぞれやっぱりこの町の部分をよくなればという思いの方々ばかりだろうというふうに思います。執行部もそうでありますけれども、今後はしっかりいろいろ議会に早めに相談をさせていただきながら、いろんな大きい方向性やそういう部分があるときには、また議会とともにという部分は改めて深く心に刻みながら、そして残り期間は、今回はこういう条例改正の提案でありますけれども、任期を全うして私は頑張りたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 町長、今になっていろいろ町長も反省するかもしれませんが、私はずっと一貫して、要するに税金を上げるためにどうしたらいいかと、いろいろ知恵を使ったりいろいろやってきてもなかなか税金につながるようなことがつながらない。そうしたらやはり人件費を削減することが一番です。大企業は売り上げが上がらないときは人員削減する。それが私は基本ではないかと。そこが町長の思いと私の思いが違うわけです。私が経営を苦ししたら、まずいらぬ人手を減らしていく。いらぬ費用を減らしていく。出費を減らす。個人経営も町の経営も私は一緒だと思います。町の経営のほうで収入が返ってくるのは時間が掛かる。だから、私たちが言うのをしっかり、宮崎町長もしかりでしたけれども、私たちは本当に苦労して現在があります。あなたたち町長などは本当の苦労はしていないでしょう。そういう人たちが、本当の経営の苦しさというのはわからないですよ。夜寝ても借金のこと。人を見れば借金取りが来たのではないだろうかという、その心配。知らない人が電話を掛けてくると、また借金取りが来たのではないか。そういう苦労した人が真剣に町をこうしていったらいいとかいろんなアドバイスをしても、あの人達が何かというくらい。大学など出ていない、何であんな人の知恵を借りなければいけないかというのは頭の隅にある。だからだんだん町は悪くなっていく。本当は今苦労している人たちの苦労がわからない。

絶対私は12月の一般質問で言いましたけれども、北里町長が小国町の町長である限り絶対よくなる。私はそう12月にはっきり言いました。小国の町民から電話が掛かって「あなたいいこと言った。あなたしかいない。言える議員はあなたしかいないじゃないか」と。私にあなた何を言っているのかという電話は1本も掛かってこない。「あなたの言っていることは当たり前」と。それは何でかという、昔の私を知っているから。みんながソフトボールをしていた。その頃私は必死になって働いていた。いつか見ておれと。河津寅雄さんから52年のときに今度

は60周年記念の冊子に書いてありますけれども「最後まで頑張ってくれ」と。その言葉を私は忘れないで今日まで頑張ってきた。町長はそういうことはないでしょう。だから議事録に書いて言ったことを無視して、勝手にお金で解決すると。私はこれは50%カットしないで、そのままの給料でいいのですよ。やはり町長の精神でしょう。本当に相談する議員は誰か、相談する町民は誰かという人は町長いますか。本当に相談しても頼りになる議員はいますか。皆頼りになる議員でないといけないのですよ。小国町のような小さいところに野党も与党もない。国会ではないです。町長、議事録に書いてあることはちゃんと守って、私がまた町長のことをいつまでもやると時間がたつばかりですから、ほかの人も言いたいことはいっぱいあると思いますから、またあとからやります。

5番（児玉智博君） 先ほどから高村議員も言われておりますが、私も同じ議事録を読みました。まず、先ほど町長が言われたような熊本地震での災害本部での御活躍であったり、殿町の火災や開発センターとか、まさに高村議員が言われたように、別に副町長がいなかったらできなかったのかという話にはなると思うのです。ですから、それは頑張っていたということは私も認めますが、それをもって副町長を置いた効果であったり、成果や業績というふうにはなかなか言えないと思うのです。先ほどの答弁を聞いていると、まだ途中だから結果が出ていないというふうにおっしゃいます。そうであれば、これはもっと2年間いたら成果が出たのかといえば、そんな話にはならないし、イソップ物語のような話です。だからやっぱり現在での効果を見ると、成果を見なければならぬというふうに思うのです。

というのが、やはり町民の皆さんの中から副町長はああいう形で去っていったけれども、大体成果はあったのかという疑問を多く聞くわけです。町長はこの間、だからまだ逮捕される以前も含めて、副町長を置いたからこういう成果に結びついているのではないかという分析はきちんとされていますか。そしてやはりこれから先も途中では帰っていかれたけれども、副町長を置いたからこういう成果が出たのだというような検証は、やはり町の税金が使われたわけですから、やっていかなければならないと思いますが、そういう分析をして、そしてそれを議会であったり町民に報告するそういうおつもりはありませんか。

町長（北里耕亮君） 今の御意見については、昨年3月のときにも5番議員はおっしゃいましたように、数字で示されるものというような部分がなかなか難しいのではないですかという御質問のようなニュアンスの部分を発言をされております。その成果という部分について、例えばあるひとつの業界の業種の売上額が上がったとか、なかなかすぐ数字に跳ね返る部分であればよろしいのですけれども、まだそういう部分よりも前に、例えば観光の部分であったら自らトップセールスというか、副町長セールスというか、そういった部分でいろいろ動いておりましたし、ホームページのチェックなどもしておりましたし、広報の読みやすさや、情報課であれば観光やイベント、そういう部分のアドバイス。産業課であれば、林業の小国杉のブランド化について。今小

国杉はかなりいろんな活発な動きをしておりますものですから、そういう部分のやり取りだったり、政策課も地熱の調整であったり、総務省の分散型エネルギーという補助事業を受けておりましたので、そのあとの部分のワーキングチームの調整役であったり、そういう部分を動いておりました。その部分の数字という部分に反映が、今日のこの段階でできているかどうかという部分はまた検証はしなければならないと思いますけれども、思いの部分だけで言うとまたいけませんかもしれませんが、かなり動きをしておりました。行政内部の話でありますけれども、法令や財政、そういう部分の起案の仕方や書類の整理の仕方、そのような部分を職員と研修という形で職員に伝えていた部分は、いい結果ではないかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それでこの議事録をよく読んでみますと、ぜひ本当にこの制度、この制度というのは、要するに官僚の派遣制度なんですけれども、この制度を活用しながら各それぞれの省庁、国のネットワークを活かしながら補助事業、金額だけではないのですが様々な情報を入れて、地域住民や町と一緒にやっていきたいという部分ということで、そういうことを期待しているというふうに言ったあと、自らの職をかけるというようなことにつながっていくわけですが、かなり町長としては議会でもそういう説明をされたとおりに、少しでも補助事業を取ってきてもらいたいというふうな期待をされていたのだと思います。そこで、副町長が来たことで、この補助事業は副町長のお陰で取れたというようなものはひとつでもありますか。

町長（北里耕亮君） まず開発センターの一般単独災害事業債、これについては非常に積極的に動いておりました。見た目あのように建っておりますし、外観もひびが大きく入っているとかそういう状態ではなかったのですが、耐震化がされていないというファイルの資料とかを見ながら、あれを何とか災害事業債で取り組めないだろうかという部分と同時に、CLTを使った補助事業も併せてやって、CLTの事業で足りない部分を一般災害対策事業債でという、できるだけ町の手出しがないような動きということで、一般災害対策事業債については、これは本当に非常に副町長が大変積極的に活動されてなった部分であるというふうに思っております。そういった部分も今ちょっと口頭で言う部分は、内部でまた整理をしまして何らかの形で皆さん方にお話ができればというふうに思っております。それだけではなくて、本当に頻りに省庁とのやり取りを、それは大小あります、金額は何千万というのはそう多くはないのですが、多少の部分でもいくつかあります。そういった部分は、いつか機会を見つけて表すことができるのではないかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 開発センターのことを言われましたけれども、結局CLTのことなんていうのは、私に言わせれば結局使わないようになって、使い勝手が悪いと。逆にCLTを使ったらそもそもその建設費用が太りあがってしまうからということで、非常に繰り越しも1年しかできないとかいう中で、私は逆に混乱を招いたほうではないかなというふうに思います。一般災害事業債ということでは、熊本地震のような、広域の熊本県全体が被災地のような状況の中で、副町長が

いなかったらそういう知恵も出てこなかったというふうになると、逆に小国町そのものが行政としてどうなのだという事にすらなりかねない。だからそれも結局私は頑張ったことは認めるけれども、町長はそれが一つの成果というふうに評価されるかもしれないけれども、やはりそれを納得させるにはもうちょっとちゃんと検証がいるのではないだろうかというふうに思います。

もう1点伺います。今回のこの50%の減額というのは副町長が飲酒運転をしたための、いわば任命責任を取られてということですが、私は今回のこの一連の流れを見ていて、副町長が取るべき責任というのは果たしてそれだけなのだろうかというふうに思うわけです。というのが、やはり今回出張届を福岡県庁で福岡県総務部長と意見交換をするからと言って出して、公用車を使って出掛けて行ったと。しかし渋滞というそれは仕方がない事情ではあるにせよ、その出張届先にはそもそも行かずに、別の総務省関係者の新年会会場のほうに行ってしまったわけです。実際、そのことを私が知ったきっかけというのは、行政からの報告ではなく、報道機関のインターネットに新聞社の記事というのは朝刊を待たなくても出ますので、そのことでわかったわけです。記者会見なんかでもその点が厳しく指摘されたかと思いますが、町長はあくまで公務であると捉えているという立場に固執したわけです。そのことで非常に夕方のニュースなんかでは、何で過ちを犯した副町長を行政はかばうのだということで、行政の姿勢そのものを厳しく批判するキャスターの方もいたわけです。私はこの町長の姿勢が、ただでさえ飲酒運転を副町長がしたというふうな形で傷つけられた町の信頼というものをさらに危ういものにしてしまったのではないかと、いうふうに思うわけですが、その点についての自らの責任については何か感じるものはありますか。

町長（北里耕亮君） 一番最初の不祥事を起こしたその日の記者会見においても、行政としては公務と捉えておりますというのは確かに言いました。2回目のときもそうでありましたが。その時にはよく聴き取りができておらず、釈放されてから本人聴き取りを行いました。2回目の記者会見で公務にするかという部分でありましたけれども、公務だというふうに発言をいたしました。それについては、あくまで特別職の業務の範囲というのは、かなり広いというふうに私は認識しております。人と会うという部分も、個人的に会うという部分も業務の一環であるだろうし、それが夜に入って会食をしながらという部分もあるのではないかなというふうに思っております。ただ、その2回目の記者会見の時にほかの同席されていた方々それぞれがプライベートであるというふうな認識を示されておりましたので、他市町村の方がそのような認識で、小国町だけが公務というのはよろしくないとか、そういう認識は駄目だと思い修正を行ったわけでございます。当初行くまでは繰り返しになりますけれども、県庁に寄って、そして意見交換をし、そして会食の場に行くという部分の流れでありましたが、先ほど流れとしてありましたように、時間がなくなって直接その会場に行ったということでもあります。その会場に行ったとしても、会食をしながらも地方創生や様々行政のいろいろな部分について意見交換、それも業務であるというふう

にそのときは私は思っておりましたが、同席者がプライベートという部分であれば、それは考えを固執する必要はないという考えを改めたというふうに至っております。その部分についてどう感じるかということでありましてけれども、先に同席者の方に確認を取っていただければ、2回目の記者会見のときにも間に合ったというふうに思っておりますが、その少し対応の遅さもあったのも事実であろうと思います。その部分も反省をすべきであるというふうに思います。

ただ、基本的には本当に業務の流れで会食する、それも仕事であるというのは場面においてはあるのではないかなというふうに思いますが、ただ細かいことを言えば、それは何々会や何々意見交換会という、議員も以前全協のときに言われましたけれども、案内があつてとか、そういうしっかりした会議室の中で会食しながらのそういうというふうな環境があると思います。それがざくばらんな座席に座ってという部分にするとかなりその辺は薄れるだろうと思いますので、そのあたりは今後いろいろな場面が一般職の場合もありますので、襟を正しながら、しっかりその状況を把握しながらやっていきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ここで、暫時休憩をいたします。2時15分から再開をいたします。

（午後2時05分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

5番（児玉智博君） 休憩前の続きなのですが、副町長が逮捕されたのが25日の未明です。それで釈放されたのが26日の夜中ということで、その日に町長と総務課長は事情を聞いたというふうに聞いております。それで26日のときには言い分として、私は公務のつもりで福岡県庁には行かなかつたけれども新年会に参加していましたということで聞かれたのだと思うのです。しかし、その次の日ぐらいには、一部の新聞のインターネット版には「総務部長は公務とは認識していない」というコメントを出しているということで、既に世間にそれは報道されていたわけです。それで当然その報道は見て承知していらしたというふうに思うのですが、なぜそのときに訂正という判断ができなかったのかと。訂正したのは2月2日に、これが熊本日日新聞の記事でありますけれども、3日付の紙面に載っております。「町は2日、同氏が出席した飲食を伴う意見交換は出張ではなく私用と修正した」ということで出ているのです。しかも私がちょっとあきれ返ったのが、それは何でそうなったかということが後に記されているわけですが「電話での抗議や私用ではないのかとの指摘が相次いだため、2日町長が再調査を指示」と。2日の時点に、これだけ日にちがたたないと、外部からの指摘がないと再調査の指示も判断できないのかというわけです。本人の言い分だけを鵜呑みにしてですよ。それで最後に「町は調査不足だった」というふうに言っていますが、私は調査したのだろうか。そもそも調査すらしていないのではないのかというふうに疑わざるを得ないわけですが、ちゃんと調査したのですか。

総務課長（松岡勝也君） 率直に申しますと、それまでには出先の県庁・市役所には連絡は取って

おりません。

5番（児玉智博君） やはり私はこの対応のまずさについても、当然町長の責任が伴うというふうに思います。任命責任だけではないということを強く申し上げまして質疑を終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君） 結果として修正することになったという部分については、御意見のとおり、そして発言のとおりで、コメントにも新聞にも調査不足だったという執行部のコメントが載っておりますが、そのとおりであるというふうに認識をしております。大変反省すべきであるというふうに思っています。あまりここでまた言うと言いつけのようにはなりません、本人の強い主張もありますけれども、そこはひとつ冷静になって、どういう会食だったかという部分の、先ほど言うような案内通知文があり正式な何々意見交換会とかそういう部分だったのか、一般的な新年会だったのかという部分の判断が、やはり調査もしなかったし遅かったというふうに反省をしております。今後こういう部分については、一般職も特別職、私も含めていろんな会合がありますけれども、やはりしっかり案内通知文があるしっかりした会議なのか、業務なのか、それとも少しそれを逸脱した懇親会というか、プライベート感が強いのかというのを整理をしながら臨んでいきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷ですが。町長の答弁を聞いていますと、言い訳で耳が聞けないような状態なのですが、私も副町長受入れの賛成議員なのですが、あるフェイスブックのコメントの欄に賛成議員は税金を返すべきだと、これが法律で通れば私は返そうと思っています。どういう真意でコメントを打ってもらったのかわからないのですが、常に手を挙げた議員も責任とありますが、聞けば聞くほど町長の言い訳が私の心の中に刺さりますので、私は本当は副町長も町長も二人とも残って針のむしろで仕事をすべきというふうに思っていたのですが、副町長が去っていったのであれば、今日のこのような会議になると想像しませんでした、辞めたほうがいいのではないですか。

町長（北里耕亮君） 大変厳しい御意見であるというふうに伺いましたが、先ほどから議員の方からの御質問・御意見でありまして、私は結果が出せなかったという部分については本当に申し訳ないという思いはありますけれども、結果というのは2年丸々という意味でございます。そういう部分で、途中という部分では申し訳ないと思いますが、設置してから様々本当に町のために町をよくしようという副町長の思いもありましたし、私や今いる課長や職員の方々一丸となってこの町をよくしよう。それについては先ほども言いましたように、議員それぞれも同じ思いであったかと思いますが、特に副町長を設置したい、させたい、仕事をしていただきたいという思いはまさにそのような部分であったかと思えます。私が楽しみたいとかそういう部分は一切なくて、副町長が赴いていただくことにより、いろんな部分でいい事柄になるであろうというふうな思い

が本当にしたものですから、そうさせていただきます。でありますので、厳しい御意見だなと思いますが、私は今回この条例を提案させていただいて、そういう意味で、先ほど5番議員がおっしゃいましたそういう任命権者だけでなく、そういう総合的な責任という部分を含めたこの不祥事に対しての50%減という提案をさせていただいて、あとは任期を全うさせていただきたいというふうに思っておりますので。ただその部分については、少し先ほども触れましたが議員それぞれ小国町議会のいろいろな御意見、それぞれをまた真摯に受け止めながら、相談もさせていただきながら、しっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、今後も御指導賜りたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。先ほどから副町長の件についていろいろ質問がっておりますが、ちょうど3月22日に議会が同意第1号という形で副町長の人事の案件が出ております。この中で各議員からいろいろ反対意見が大分出ておりましたが、この中にずっと議事録等を読み返してみると、町長が言った言葉が「町長という職をかける」ということを2回ほど言っているわけですね。この意味が今回、私も当然去年の3月の議会の中では反対をいたしました。これは反対の理由といたしまして、副町長に対する報酬が非常に高いと、非常に財政が厳しい中において、それだけの費用対効果があるのかということは何回となく申し上げたわけですが、この場においても町長が自分の職をかけてでもやっぱりやるということと言われております。いろいろ4番、5番議員から、9番議員からも今質問がありましたが、やはりここは町長が自分の職をかけるという意味がですね、どのような意味か、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 職をかけるという部分は、その効果がなければと。その効果の部分については、先ほどから発言をするようになかなか数字で表せるものでない部分もあるかと思いますが、やはりあまり動きも見せずに、ただ座っているだけで何も変わらないというよりも、置くことでマイナスだったなという部分がやはり任期期間2年間、そういう部分であるのであれば、やはりそれは置いたことが間違いであったなというふうな部分で、そういう思いの部分の「職をかける思いで頑張りたい」というふうなことであります。

ただ、先ほどから言うように、途中というのが少し言い訳のように聞こえる部分もあるかもしれませんが、その部分までは今日までは非常に活発に動いておりましたし、議員それぞれにもいろいろ副町長が話をしに行ったり、相談をしに行ったりすることもおそらくいろいろあったのではないかなと思います。そういった部分で、これからというような部分もあったのではないかなというふうに思います。数字での効果というのがなかなか難しい部分はあるかと思いますが、町の活気づきさとか産業の育成とか移住・定住とか、特に移住なんかも移住したいという思いがある方に直接会って、小国町の紹介であったりそういう部分も積極的にPRをされておりました。そのようなちょっとここではいろんなあらゆる幅広い業務をされておりますので、こう言うこと

ができませんけれども、いろいろやっておりましたのでそのあたりは活動・行動をぜひ思い起こすといけません、御理解をいただけたらなというふうに思っております。

10番（時松昭弘君） 10番です。今、町長が言い訳のような形で答弁をいただきましたが、これは議場の中で発言というのは議員必携等にも書いてありますが、一人ひとりの発言の重みというのが大きいのです。発言の内容が議場の中でちょっと今の発言はどうだったかというようなことがあった場合は、議長に申し入れをして発言の訂正というのできるのです。これはもちろん議員の同意がなければなりません、そういった形である中で、ましてや執行機関の町長である北里町長から議場の中で「職を辞してでも」という発言が議事録にも載っておりますが、このことについて私たち議員だけではなく、町民に対する説明責任というのはいかにするかの、そのことを再度お尋ねをします。

町長（北里耕亮君） 繰り返しになりますけれども、この部分については議会が町民の代表機関という部分もありますけれども、この場で昨年の副町長人事案件の時の発言について相当重い部分があると、それは認識しております。ただ思いの頑張っていきたく、その効果があるでしょうからというような思いの中から、ともにこの町をよくしたいという思いで発言をした部分であります。この部分について、同じような意味合いであります。

7番（穴見まち子君） 先ほどからいろんな方の意見を聞いておりますけれども、町長の意見も本当に重く聞いておりますけれども、あと残り期間があります。私としてはやっぱり残っていただいて、まだ住民の方も支援している方を多く聞きますので、それから副町長は4月に来られて地震、6月は水害といろいろなことがありました。なかなか活躍の場を發揮する機会がなかったと思いますので、そこはまだまだ認めてあげたいし、あのようなことがなければうまくいっていたかもしれないと思うと、なかなかかわいそうでなりません。それからやっぱりこれを逆手に取って、小国町も頑張ってほしいと思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 副町長もそれについては、7番議員がおっしゃいましたように地震の対応であったり、そのあとずっと集中豪雨であったり続いておりました。同時並行でいろいろな早く地域に入りまして、地域の実情を知り、小国町にはどのような産業があるのか、伸びしろはどの部分を伸ばしていかなければいけないかという部分は実際言っておりました。なかなかそういう時間が取れなかったという部分もありますけれども、それでも精力的にいろいろ地域を回ったり、いろんな産業を勉強されていたというふうに思っております。そういう中で、今度秋には火災やそういった部分が続いてはありましたけれども、本当に行動を活発にされておりました。ですので、今回の部分について効果がどうだったという部分は確かにあるかと思っておりますけれども、御理解をいただければというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） さっきから話を聞いていると、繰り返になりますと。町長、「うまくいかないときは一定の責に職をかけて、町長という職をかけてやっていきたいということをあえてここで発言させていただいて臨むものであります」と書いています。そのあと私がちゃんと「かける」ということを町長は、1回目は林間広場の水素工場をつくる時も「政治生命をかける」ということで、「かける」という言葉は非常に軽率ではないか」というようなことを私が注意したとき、町長は全然今のようなことは言っていないのですよ。その時に町長が「今のは言い過ぎました」と言っておけば、こんな追及はできないのですよ。そしてさっき私が読み上げたところまでいったわけです。そしてその時も「はい」と町長は返事をしている。議会とは何ぞやと。何のために議会があるのかと。議会で言ったことは全然約束はできないではないですか。ちゃんと議会で言ったら、言ったことをちゃんと実行してくださいよ。

町長（北里耕亮君） 本当に繰り返しになりますけれども、4番議員の御意見も十分本当にわかります。わかりますが、発言については「職をかける」という部分について、そういう思いで言ってしまったという部分はありますけれども、何とか副町長の動きもまだこれからという部分もあったのはあったかと思いますが、そういう状況を議会の皆さま方それぞれには御理解をいただければというふうに思っております。その発言については、私の思いという部分の言葉が適切という言い方はおかしいのですが、その部分がですね。でももう言ってしまうので、私はその発言というのはそれは事実として残っておりますので、何とも言いようがありません。ただこの現状の部分は、副町長が動きが悪かったわけではないという、そういう思いはいまだしておりますので、その部分についてあとは議会の御判断に任せるしかないのかなというふうに思っております。

4番（高村祝次君） 確かに町長は来てもらったほうですから、来てもらった人が問題があって悪かったとは言えないのは十分わかります。それなりに活躍していたということもわかります。しかし、そういうことを私たちが言っているわけではないですよ。町長が言ったことをしっかり言ったように守ってくださいと言っているだけの話です。

町長（北里耕亮君） 理屈というか、御意見は本当にそのとおりの部分はあります。ありますが、ここで私が辞職するという選択肢を選ぶのではなくて、残り副町長がいなくなったあともこの町をよくしたいという部分で、何とか頑張らせていただきたいというふうに思っております。

7番（穴見まち子君） 今、町長が言われましたように、辞めるだけではなくて続けて行って、あとを頑張るといことも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

町長（北里耕亮君） ただいま発言の繰り返しではありますが、本当に議事録の発言というのは大変重いという事実というのは、議員の御指摘のとおりであろうというふうに思っております。それを自覚をしながらも、今回の50%はちょっと不祥事に対してのという部分はありますけれども、その部分について今後しっかり町政を担っていきたいというふうに思っております。ただその際

には先ほども言いましたように、今までのいろいろな大きな方針の町の政策を早め早めに議会のほうに相談をさせていただきながら、議会とともにこの町をよくしていきたいというふうに思っておりますので、今後も御指導をお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。ただいま同僚議員から職をかけることに対しての意味合いとか、累々とありました。その中において、副町長が何をしたか、何ができなかったが問題ではなくて、しょうがしまいが当たり前のことです。仕事はですね。仕事は逆に火災があっても地震があっても、副町長がいたからどうなったわけではないのです。副町長がたまたまいて、やっただけの話。誰でもやります。町長だってそうですよ。だから今私たちが議会人として町民の立場で物事を考えるときに来ているわけです。これは執行部をはじめ、私は議会人としての資質も問われています。そういう中において今しっかりしないと、いつしっかりするんですか。

今町民はひどい打撃を受けています。知らなかった人でも「副町長がいたのですか。そんなことあったのですか」と。しっかりしていれば、あのようなことはありません。しっかりしていました。それまではこういうことをやっていました。やっても事実としてやっていけない、やってはいけないことをやるのに誰がしっかりしていますか、誰が言えますか。そんなことだったら警察はいりませんよ。私たち議会人もいません。そして残りの2年間何をするかと、具体的にやる場合には何を2年間やるかということ、町長、肝に銘じてまず答弁すべきです。あと残された2年があります。じゃあ2年間をどのようにやっていきますか。いろいろなことを言いますと、人口減から始まって、財政難から始まって、農林業も非常にきつい立場にある。だから頑張ってください。どういうふうにして頑張っていきますか。頑張りたいからお願いしますではなくて、やはりもう少し町長自身がしっかりと、どのようなブレーンがあつてどのような人たちを活用して、自分が飛び回って、この2年間を挽回するようなそういう意識を持ってやらないと。今私たちは町長にはもう少し考えていただきたい。今考えていただきたい。そういうふうに思います。

町長（北里耕亮君） 先ほどの発言でも残り任期期間の中のこの2年間、精一杯やっていきたいという発言はいたしましたけれども、特に今議員もおっしゃいましたように、引き続き人口減に歯止めがかかっていない状況でありますけれども、そういった部分はやはり産業が停滞している。その中では第一次産業の農業・林業、またそれに関係する地場産業の商工業や観光業やそういった部分の本当に頑張らなければならない分野が多数あります。そういった部分を限られた財源ではありますけれども、その財源も先ほどから議会の御意見の中でいろいろ無駄を省くという部分の御意見もあっておりますして、そういった部分も視野に入れながら財源を増やして、そして精一杯攻める部分もあってもいいのかなというふうに思っております。それも大きな方向性としては議会と相談をしながら行っていきたいというふうに思っておりますので、重ねての御指導を賜れ

ばというふうに思っております。

6 番（時松唯一君） もう 1 点、総務省からの出向ということで、また総務省で係長級としてお戻りになられたわけですが、総務省から小国町に対して何らかの意思表示、いわゆる謝意の挨拶があったかどうか、電話ではないですよ。実際、総務省のほうから小国町に来て、申し訳なかったみたいな謝意の言葉はありましたか。

町長（北里耕亮君） 実際来られたのは、ちょっとあとで日にちを述べたいと思いますけれども、総務省の方がおいでになり、謝罪といいたいでしょうか、そういった部分の言葉を発して、きちっと会って言われました。

6 番（時松唯一君） そのような総務省からのそういう謝意があったと。あったらあったなりにやはり報告等をしないと。じゃあどのような謝意か、ただ「すみませんでした」なのか。今、副町長が手掛けていったその地方創生にしっかり、その他しっかり、そのことに対しての引き継ぎ等についての今後の方針等もありましたか。

町長（北里耕亮君） そのときには自ら辞められる退職申出書という退職の意向を受けており、こちらはペーパーでは出ていませんでしたけれども、どういうふうな対応、厳正な対応をするというのは決めておりましたけれども、まだ決めておりませんでしたので深い話には至っておりませんでした。

6 番（時松唯一君） 総務省関係の仕事に関しても、各課の課長はしっかり肝に銘じて今やっていること、やろうとしていたこと、副町長がやろうとして今やっていたことの引き継ぎがしっかりとできる。できないようであれば、総務省にも原因があります。そういうところもしっかりと協議をして進めていくべきだと。この町長の問題は別として、各課の課長はやはり今まで引き継いできたものが、特に政策課長、政策課はかなりあるかと思います。そういう面について、やはり今から先もやろうとしてやれなかったことに対しても、やっぱり総務省としっかりと協議をし、それをやれるような努力をするのが総務省の務めだと思います。そういうふうに私は思っていますので、各課の課長も肝に銘じていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） ちょうど政策関係になりますけれども、エネルギーを利用したそういった部分というのが、総務省から発信された分散型エネルギーというような業務というか、そういうものがあります。そういった部分を今回副町長がこういうふうになりましたけれども、そのあとどういうふうにしていくかというのは引き続き打ち合わせ等をさせていただきながら、副町長がいなくなったあとの部分はしっかりやっていきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第1号小国町長の給与の特例に関する条例についてに反対の立場から討論を行います。

今回の提案というのは、解職された桑名真也前副町長の任命責任を自らに問うものでありますが、以下反対する理由を述べたいと思います。

桑名副町長の行為は言うまでもないことではありますが、日本社会が社会をあげて飲酒運転を撲滅しようとしている流れに自らの甘い認識によって真っ向から背くという重大なものでありました。町長は副町長の成果が挙げられなければ自らの職を賭すというようなことまで言っておりましたが、成果どころか小国町の看板に泥を塗り、長い歴史の中で町民一人ひとりが築き上げてきた信用を著しく失墜させることになってしまったわけであります。自らの発言に従うのであれば、減給などでお茶を濁すのではないということをもまず申し上げたい。そこで先ほどの質疑で明らかになったように桑名副町長の行為だけでなく、副町長の逮捕を受けての対応が誤っていたということも明らかになりました。自らお認めになっているところであります。桑名副町長が逮捕されてから間もなく、各メディアでは届出先の福岡県庁に行っていないことと、その宴席の出席者の中から公務ではなかったという言質が取られたということで大きく取り上げられました。出張の公務性を疑う報道がなされたわけであります。しかし町の対応は、副町長の言い分だけを鵜呑みにして公務であるとの認識を取り続けました。これは解職を発表した時点でも正されることはありませんでした。このことについて、ニュース番組のキャスターも「過ちを犯した副町長をかばっている」と厳しく町の姿勢を批判したわけであります。ただでさえ傷ついた町の信用はより一層失墜することになってしまったわけであります。北里町長が問われるべき責任は、副町長の任命責任だけではありません。自らの対応の誤りも痛感すべきであります。

以上のことから、給与50%カット任命責任だけを取ろうということでごまかすのではなく、自らの発言に責任を取るべきだし、辞めないのもであっても少なくとも現在の50%カットで済ませるべきではないとの立場から、甘すぎるという立場から反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いします。

8番（松崎俊一君） 8番です。賛成の立場から。

副町長の不祥事を受けて減俸100分の50掛ける25月。給料月額減額、これは私が知る範囲では最大級の処分となっております。自らが自分にペナルティーを科す以上、反対をする理由はありません。

以上。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、小国町長の給与の特定に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

議長（渡邊誠次君） 挙手少数でございます。

よって、議案第1号は否決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第2号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集1ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号 平成28年度小国町一般会計補正予算（第9号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度小国町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

平成29年2月6日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います。

平成28年度小国町一般会計補正予算（第9号）

平成28年度小国町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千19万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2千145万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年2月6日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは1ページのほうでございます。第1表としまして、歳入歳出予算補正でございます。

今回、歳入につきましては地方交付税、町債を歳入のほうに充てております。項としまして、補正額でございます。地方交付税のほうは補正前の額といたしまして24億6千521万6千円ということで、今回補正を19万7千円をさせていただきます。合計しまして交付税の合計が24

億6千541万3千円ということでございます。町債につきましては、補正前が6億9千640万9千円ということで、今回補正を4千万円を追加させていただきまして、7億3千640万9千円ということでございます。歳入合計が62億2千145万7千円という歳入の補正の合計となることとでございます。

歳出につきましては、款のほうでございます。総務費と民生費でございます。総務管理費といたしまして、補正前が13億3千328万5千円ということで、今回4千万円を追加させていただきます。徴税費といたしまして7千221万5千円の補正前に対しまして14万7千円ということで、補正後は7千236万2千円ということでございます。総務費の合計が歳出が14億9千742万9千円ということでございます。民生費でございます。社会福祉費といたしまして、補正前が7億216万円ということで、補正後を5万円ということで、合計の7億221万円ということでございまして、歳出補正の合計が62億2千145万7千円ということでございます。

3ページでございます。地方債の補正を今回させていただきます。起債の目的といたしましては、庁舎施設災害復旧事業ということで、単独災害の一般単独復旧事業債でございます。補正前が1億5千250万円ということでございました。今回あとで歳出で出てきますけれども、庁舎の空調の工事費ということで4千万円追加をさせていただきますまして、補正後が1億9千250万円ということで、補正後の合計が7億3千640万9千円というふうな地方債の合計でございます。

それでは4ページのほうでございます。先ほど歳入歳出ということで合計が今回補正が4千119万7千円と歳出につきまして地方債は4千万円、一般財源が19万7千円というふうな歳出の内訳となっております。

5ページでございます。5ページにつきましては歳入ということで、先ほど申しましたように地方交付税のほうで19万7千円を充当をさせていただきます。町債ということで一般単独災害復旧事業債ということで庁舎施設災害復旧事業ということで4千万円でございます。

3番の歳出でございます。総務管理費の一般管理費ということで、15の工事請負費でございます。庁舎空調設備工事ということで4千万円。この4千万円につきましては、庁舎の空調の工事費の電気設備と機械設備工事、合わせて4千万円でございます。これは午前中に説明させていただきましたけれども、開発センターの解体、震災による解体に伴いまして、空調設備が開発センターと庁舎が一体の管理ということになっておりましたので、今回庁舎のほうに影響を与えておりますので、今回2月の臨時会で補正させていただきますまして、今年の梅雨前に間に合うような工事をする必要があるということで、今回補正をさせていただくものでございます。次、徴税費ということで徴税総務費でございます。臨時雇用賃金ということで14万7千円、これにつきましては、開発センター震災による解体を進めるということで、その中で今年度の確定申告の会場が通常であれば開発センターで行われておりましたが、本年度はJAのほうで確定申告を行うと

いうことをごさいます、役場庁舎内の税務課職員の対応が不足するという、1名臨時雇用賃金を追加させていただくものでございます。次の民生費の社会福祉費でございます。社会福祉総務費ということで報酬費でございます。これにつきましては、震災によります関連死等が出ております。それに伴いまして小国町におきましても、申請が上がっているということで、今後震災の委員会を開きまして、その判定をしていく必要があるということで、震災の委員報酬といたしまして5万円を計上させていただいているものでございます。

以上で、今回の補正予算に対する説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 庁舎の空調設備工事に関連して質問します。現在、解体工事が始まっている開発センターも大変老朽化が進んでおりまして、前々からこれは建て替えなければならないということで、小国町にとっては大きな課題の1つでした。それが何とかだましまし使っていたわけですが、そういう中で環境モデル都市だからといって予算を使って蛍光灯をLEDに換えたりする中で地震が発生して、LEDの工事はまだ終わっていない、途中の段階での断念という形になってしまったわけです。新しくできたところに利用するためにきちんと外して取っているわけですから、丸々無駄になることはなかったわけですが、しかしだからそれですべてよしということとはできないと思うのです。それで現在の役場庁舎、これは開発センターのような被害は受けなかったわけですが、しかし雨漏りであったりとか老朽化は否めないわけです。それでやはり今回4千万円かけてやるわけなのですが、それは急がなければならないという理由はわかります。しかしこれをやっても、建物そのものにまた問題が出てくれば開発センターのLEDのようなことにはならないかという心配があるわけですが、その点について今後の役場庁舎の方向性なんかはしっかりと持った上で、今回のこの予算なのかお答えください。

総務課長（松岡勝也君） 今回予期せぬ地震ということで、本庁舎のほうにも影響が出た。しかし庁舎自体の外観的な被害は見受けられないということであります。以前から開発センター及び庁舎のほうも耐震の診断は受けておりまして、開発センターほどには診断の悪影響はあるものの、低いということで判断が出ております。そういったことで、庁舎に対しても今後改修の必要があるという数字は出ております。そういったわけで、開発センターが急遽こういった一般単独債を活用させていただいて改修するとともに、やはり庁舎に対しても今後使用を続けるという方針になるわけですが、そうしたことによって耐震の診断を以前受けておりますので、それに向けてはやはり耐久性は強化していきながら使用を続けるということになるというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、平成28年度小国町一般会計補正予算(第9号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第5、「同意第1号 小国町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(北里耕亮君) それでは議案集をお開きください。2ページになりますが。

同意第1号 小国町固定資産評価員の選任について

小国町固定資産審査評価員に下記の者を選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年2月6日提出

小国町長 北里耕亮

記

氏名 橋本修一

生年月日 昭和37年4月1日

住所 小国町大字宮原334番地2

(提案理由)

小国町固定資産評価員の北里康二氏が、平成29年2月19日をもって辞任するため、でございます。

まず固定資産評価員でありますけれども、これは地方税法の固定資産評価員の設置という欄で第404条、市町村の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため市町村に固定資産評価員を設置する。2として、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから市町村が当該市町村の議会の同意を得て選任するとなります。町の税条例の中では第76条固定資産評価員というのに固定資産評価員の数は1人とするというふうに定めております。昨年の12月末をもちまして、現在員の北里康二氏が会計管理室長に就任をしまして、日にち付けについては直近の議会というふうにあります。2月この議会終わりまして、2月19日という部分を区切りにして定めさせていただきたいと思っております。

橋本修一さんは現在の小国町税務課長でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君）　ここで同意第1号小国町固定資産評価員の選任につきましては、議会運営上、橋本税務課長に退席を願います。

（橋本税務課長退席）

議長（渡邊誠次君）　これより同意第1号についての質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

「ありません」と呼ぶ者あり

議長（渡邊誠次君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第82条の第1項の規定及び第83条により無記名投票をもって行いますが、御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君）　ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番　大塚英博君及び10番　時松昭弘君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　異議なしと認めます。

よって、立会人に2番　大塚英博君及び10番　時松昭弘君を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君）　念のため申し上げます。

本案について賛成の者は○、反対の者は×と記載していただきたいと思っております。白票がありましたときには反対とみなします。

投票用紙に配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱の点検)

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

2番 大塚英博君及び10番 時松昭弘君に立会いをお願いいたします。

(開票)

議長（渡邊誠次君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 11票

反 対 0票

以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（渡邊誠次君） 橋本税務課長につきましては、どうぞ議場のほうにお戻りをいただきたいと思っております。

(橋本税務課長着席)

議長（渡邊誠次君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(午後3時15分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5番 児 玉 智 博 君

7番 穴 見 まち子 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を2月6日の1日間とする。

1.	議案第1号	小国町長の給与の特例に関する条例について 平成29年2月6日 否 決
2.	議案第2号	平成28年度小国町一般会計補正予算(第9号)について 平成29年2月6日 原案可決
3.	同意第1号	小国町固定資産評価員の選任について 平成29年2月6日 同 意

小国町議会会議録
平成29年第1回臨時会

平成29年2月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119